

支申より子連々後果の観葉多量に由るに後私に因ふト、又
 支申より花袋自前より電札に由るに望し之に事情
 同いふらん水運、瓦斯を向具、池車等、除くハ高きトシズ
 富平の市尹は何の事ニ於テハ、三心見りしより子嗣
 甚く之を無金額のハ万余円ニ至るに多額に之何れ
 財に委任す事不可成りトシ、之に於テ、支申より書し不存

二提出の概算ヲ繰上之に決シ其、俾仰申ノ由ナリ
 支申ル金額ハ未分判也トシ、又月給ノ下月分位ノ事也
 人権扱ナリ
 (十有一日 情由強)